

ブ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の」と、同表中

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで

とあるの国

第百十三条第二項第三号
第百十三条第三項から第五項まで

とあるの国

第百十六条第一項
地方公共団体の機関
規定により地方公共団体
職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）

とあるの国

第百十六条第一項 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職	第百十六条第一項 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職	第百十六条第一項 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職	第百十六条第一項 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職
組織委員会及び国の機関	組織委員会及び国の機関	組織委員会及び国の機関	組織委員会及び国の機関
規定により地方公共団体	規定により地方公共団体	規定により地方公共団体	規定により地方公共団体
職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）

5 前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替え後の地共済法第百四十二条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額と）その月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第百四十二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第百四十二条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数乗じて得た金額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

6 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第百四十二条第五項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組

織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三十一条第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第三号の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額と、その月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三十一条第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしてい

る者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしてい

(法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例)
第六条 法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)	第八条第五項	場合若しくは配偶者同行休業をした場合	場合、配偶者同行休業をした場合若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣された場合
	第八条の三第五項	派遣職員及び	派遣職員、(以下「組織委員会派遣職員」という。)
	第十一条の四第三項、第十四条の十第二項及び第二十五条第七項	又は派遣先企業(同法)	又は派遣先企業、派遣先企業(国と民間企業との間の人事交流に関する法律)
	第十二条の五第五号ハ	派遣職員	派遣職員又は組織委員会派遣職員
	第十二条の六第三項	及び派遣職員	派遣職員及び組織委員会派遣職員
自衛隊法施行令(昭第五十六条和二十九年政令第七十九号)	第三号	隊員又は配偶者同行休業をした隊員	隊員、配偶者同行休業をした隊員又は平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣された隊員
	第二百二十条第三項	隊員及び	隊員、
国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律	第一条	十 国と民間企業との間の人事交流に関する法律	十 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一

施行令(平成七年政令第四百三十八号)
 法律(平成十一年)において準用する同法第七条第一項の規定による法律(平成二十一年)交流派遣されている職員
 法律(平成二十一年)ラグビーワールドカップ大会第一項において特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)第十四条第一項の規定により派遣されている職員
 法律(平成二十一年)ラグビーワールドカップ大会第一項において特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)第十四条第一項の規定により派遣されている職員

防衛省と民間企業と第一条の間の人事交流に関する政令(平成十二年政令第三百八十八号)	第一条	十 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第十四条第一項の規定により派遣されている職員	十 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第十四条第一項の規定により派遣されている職員
---	-----	---	---

附則 この政令は、法の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行する。
附則 (平成二十七年九月三〇日政令第三四四号) 抄

附則 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附則 (平成二十七年九月三〇日政令第三四六号) 抄

附則 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附則 (平成二十八年三月二五号政令第八四号) 抄

附則 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年三月二十九日)から施行する。
附則 (平成二十九年五月一九日政令第一四六号) 抄

附則 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年六月二二日政令第一八五号) 抄

附則 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年二月二四日政令第三七三号) 抄

この政令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月二十八日)から施行する。
附則 (令和四年八月三日政令第二六六号) 抄

附則 (令和四年八月三日政令第二六六号) 抄